

五所川原市 子ども医療費助成制度

令和5年8月1日の診療分から、医療費助成対象が
18歳到達以後の最初の3月31日まで拡充されます。

五所川原市では、子育て世帯への支援の充実をめざして、18歳到達以後の最初の3月31日までのすべての子どもに医療費を助成します。所得制限はありません。

【対象条件】

- ① 五所川原市内に住所を有しており、健康保険に加入していること
- ② ひとり親家庭等医療、生活保護の受給者となっていないこと

令和5年7月31日まで		令和5年8月1日から	
対象年齢	給付対象医療費	対象年齢	給付対象医療費
0歳～ 中学校3年生まで	通院・入院	0歳～ 18歳到達以後の 最初の3月31日 まで	通院・入院

- 対象となる方には令和5年5月頃に申請用紙をお送りしますので、必要書類を揃えて、受給資格の申請をお願いします。審査後、受給資格証をお送りします。
- 受給資格証は毎回必ず医療機関にご提示ください。
- 受給資格証は県外の医療機関では使えません。一旦自己負担金を支払った後、償還払いの申請をしてください。
- 補装具等の自費払いがあった場合は、加入している健康保険より療養費を払い戻し後、残りの差額を子ども医療費で助成します。
- 学校管理下における災害時は、受診時に子ども医療費受給資格証を使用せず、一旦お支払い後、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ申請をしていただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

五所川原市福祉部子育て支援課 手当医療係

TEL : 0173-35-2111 (内線2484)